

中津市公共下水道指定工事店指定要件チェックリスト

	大分県内に営業所を有している（第2条第1項第1号）
	排水設備工事責任技術者を1名以上専属雇用している（第2条第1項第2号） ※責任技術者名簿および責任技術者の証(写し)の提出が必要
	排水工事に必要な器具及び機械を常時保有している（第2条第1項第3号） ※所有機材調書の提出が必要
	<p>指定を受けようとする者(法人にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準すると管理者が認める者をいう。))が次のいずれにも該当しない者である (第2条第1項第4号)</p> <p>ア 現に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けている者又はその執行を猶予されている者</p> <p>イ 精神上的障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p>
	市町村税並びに下水道受益者負担金及び下水道使用料(大分県内の市町村に係るものに限る。)を完納している（第2条第1項第5号）
	排水設備指定工事店の継続しての申請を却下された場合又は指定取消しを受けた場合は、受けた日から2年以上経過している（第2条第1項第6号）